

議案第4号関連資料

明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する 条例（案）の概要

1 改正理由

令和6年5月に育児・介護休業法が一部改正され、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子に係る看護休暇の取得事由の拡大等が行われ、本年4月1日に施行されます。

本市においても、国家公務員の取扱いに準じ、関係条例について所要の整備を図ろうとするものです。

2 改正の内容

(1) 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大

	改 正	現 行
請求があった場合に、超過勤務を免除する職員	<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員	3歳に満たない子のある職員

(2) 子に係る看護休暇の取得事由の拡大

	改 正	現 行
感染症に伴う学級閉鎖	○	×
入学式、卒業式等の行事参加	○	×
(参考) 負傷又は病気の子の世話等	○	○

(3) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備（※新設）

	新 設
制度の周知・意向確認等	・職員が介護に直面した旨を申し出たときは、介護両立支援制度等の個別の周知・意向確認を行う。 ・職員が40歳に達した年度内に、当該制度等の周知を行う。
勤務環境の整備	・介護両立支援制度等について全職員に対する情報提供、相談体制の整備等を行う。

【参考】 本市の介護両立支援制度について

短期介護休暇	・親族等の介護その他の世話をを行う場合に申請可能。（１年度につき５日。要介護者が２人以上の場合は１０日）
介護時間	・親族等が２週間以上にわたって介護が必要となった場合に申請可能。（要介護者１人につき、３年を超えない期間で１日２時間まで休業可能。）
介護休暇	・親族等が２週間以上にわたって介護が必要となった場合に申請可能。（要介護者１人につき、通算１年を超えない期間で終日休業可能。）
深夜勤務及び 時間外勤務の制限	・親族等の介護を行う職員が請求した場合は、深夜勤務及び時間外勤務を制限する。

(4) その他

上記改正に伴う規定整備等

３ 施行期日

２０２５年（令和７年）４月１日